

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）第九条第二項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（令和八年国土交通省告示第四百五十八号）で指定された特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政